

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分（許可取消）

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 の規定に基づき、下記のとおり行政処分（許可の取消し）を行いました。

記

1 被処分者

鳥取県八頭郡八頭町郡家 468 番地 5  
伊藤実業有限会社（いとうじつぎょうゆうげんがいしゃ）  
代表取締役 伊藤 千賀三（いとう ちかぞう）

2 処分年月日

令和 5 年 12 月 19 日

3 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

4 行政処分を行う理由

上記法人の役員が法第 16 条の 2 の規定（焼却禁止）に違反したことにより、令和 4 年 1 月 12 日に法第 25 条第 1 項第 15 号の規定による罰金の刑に処され、法第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ニに該当するに至ったことにより、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号に規定する許可の取消要件に該当したため。

5 取消した許可の内容

許可の種類	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	03102057719
許可年月日	平成30年12月10日
事業の範囲	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類 （以上 7 品目、いずれも特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、いずれも積替え保管を除く。）